

小規模企業者等設備導入資金制度のご利用について

○制度概要

本制度は、都道府県が信用力や資金調達力が脆弱である従業員規模20名以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づき、各都道府県の貸与機関に県及び国の資金を貸し付け、設備資金の無利子貸付及び設備貸与を実施するものです。

○東日本大震災に伴う小規模企業者等設備導入資金制度の特別措置

東日本大震災の激甚被災地域において、本制度に関する設備について甚大な損害を受けた制度利用者は、当該設備等の被災状況により災害免除又は返済期間の2年以内の延長を受けることができます。

また、激甚被災地域で被災設備に関する復興が必要であると定めた北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県及び新潟県において、被災を受け使用できなくなった設備に替わり本制度を利用して復興のための設備導入を行う場合は、返済期間を9年（通常は7年）とする特別措置を受けることができます。

いずれの場合も、市町村長等が発行する当該設備、建物に関する罹災証明又は損害を受けた旨の証明が必要となります。

特別措置を受けるための手続きにつきましては、当該県の貸与機関にご確認ください。

<貸付条件>

	設備資金貸付事業	設備貸与事業	
		割賦事業	リース事業
対象者	小規模企業者等及び創業者		
貸付・貸与限度額	4,000万円 (所要資金の1/2以内)	6,000万円	
利子等	無利子	実質金利：3%以下 保証金：10%以下	月額リース料率： <3年リース 約1.8%>
償還期間	7年以内（公害防止施設は12年以内）		
担保・保証人	保証人又は物的担保が必要	原則として保証人が必要。担保が必要となる場合もある。	

○スキーム

